

♥婚姻届に必要なもの♥

- 婚姻届書 1通
- 届書を持参する人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）
- 本籍が富士宮市にない人（夫・妻）の、戸籍謄本（戸籍の全部事項証明） 1通
※ 富士宮市に本籍のある人が、富士宮市に届け出る場合は不要です。
- 婚姻届と同時に他の市区町村から富士宮市に転入する場合は、夫・妻の、転出証明書
※ マイナンバーカード・住民基本台帳カードで転入する場合は、市民課の窓口で手続きしてください（平日の午前8時30分から午後5時まで）。
- 未成年（満18歳未満）の人が婚姻届出をするときは、実父母（もしくは養父母）の同意書
- 富士宮市発行の保険証を持っている人で、氏名・住所・世帯主等が変わる人は、該当する保険の被保険者証
※ 届出が開庁時間内でない場合には、後日、保険担当課にて作り替えの手続きをしてください。
- 富士宮市に印鑑登録している人で、氏が変わる人は、印鑑登録証
（名で登録している人はそのまま使えます。）
※ 届出が開庁時間内でない場合には、後日市民課窓口にお持ちください。
- 氏名・住所が変わる人は、マイナンバーカード
※ 届出が開庁時間内でない場合には、後日市民課窓口にお持ちください。

♥お願い♥

届出の際は、すべての項目に記入漏れがないか確認した上で、上記の必要書類等を持参してください。

- 婚姻後の氏を選択してありますか。（□夫の氏、□妻の氏 のどちらかにレ点）
- 新本籍の記入はありますか。（詳しくは記載例を見てください）
- 世帯のおもな仕事にレ点をしましたか。
- 証人二人に署名・生年月日・住所・本籍の記入をしてもらいましたか。
- 夫・妻の署名はしましたか。

複数の届出と同時に行う場合や窓口の混雑状況によっては、書類審査等に時間を要することがございますので、時間に余裕を持ってお越しください。

届出後に戸籍の全部事項証明の交付を希望する場合、即日で発行できません。
あらかじめご了承ください。

《休日及び窓口業務時間外に、戸籍に関する届出をする場合について》

市役所1階の当直窓口で受け付けます。当直では、書類をお預かりするだけで、届出された書類は、翌業務日に担当職員が内容を審査します。

審査の結果、書類の不備が発見された場合は、再度来庁して補正していただくか、書類を返却して再度提出していただくこととなります（この場合、婚姻日が変わってしまうこともあります）。

再来庁や再提出の防止のため、休日等に届出を希望される場合は、あらかじめ市役所1階市民課窓口で記載書類の内容確認をしていただくことをおすすめいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

富士宮市役所 市民課 電話(0544)22 - 1135